

第三十六号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月二十三日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例  
 江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一 小学校の部中

「同	平井第二小学校	同	平井六丁目一番一七号	を削り、
「同	清新第二小学校	同	清新町二丁目一〇番一号	を
同	清新第三小学校	同	清新町一丁目一番三八号	を
「同	清新ふたば小学校	同	清新町一丁目一番三八号	に改
める。				

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立小・中学校の統合に関する基本指針に基づき、江戸川区立平井第二小学校を廃止し、江戸川区立平井南小学校と統合するとともに、江戸川区立清新第二小学校と江戸川区立清新第三小学校を廃止し、統合新校として江戸川区立清新ふたば小学校を設置する必要があるので、本案を提出いたします。